

政令事項(1)

項目		内容				施行月日	
高額療養費	本人高額療養費	年齢	所得区分	自己負担限度額	多数該当(控除額)	平成27年1月1日	
		70歳未満	区分ア (標準報酬月額83万円超)	252,600円+(医療費が842,000円を超えたときは超過の1%)	140,100円		
			区分イ (標準報酬月額53~79万円)	167,400円+(医療費が558,000円を超えたときは超過の1%)	93,000円		
			区分ウ (標準報酬月額28~50万円)	80,100円+(医療費が267,000円を超えたときは超過の1%)	44,400円		
			区分エ (標準報酬月額26万円以下)	57,600円	44,400円		
	区分オ (市町村民税非課税)		35,400円	24,600円			
	合算高額療養費	一部負担金等の額21,000円以上を合算して、それぞれ上記の自己負担限度額を控除した額				平成27年1月1日	
	高額介護合算療養費	同一世帯の医療保険と介護保険の自己負担限度額から各所得区分の限度額を控除した額					平成27年1月1日
		区分ア (標準報酬月額83万円超)	212万円				
		区分イ (標準報酬月額53~79万円)	141万円				
区分ウ (標準報酬月額28~50万円)		67万円					
区分エ (標準報酬月額26万円以下)		60万円					
区分オ (市町村民税非課税)	34万円						
家族高額療養費	本人高額療養費と同じ				平成27年1月1日		
現金給付	埋葬料	一律50,000円				平成18年10月1日	
	出産育児一時金	産科医療保障制度加入医療機関での出産の場合 420,000円(死産を含み、妊娠22週以降の出産に限る)				令和4年1月1日	
		産科医療保障制度未加入医療機関での出産の場合 408,000円					
	家族埋葬料	一律50,000円				平成18年10月1日	
家族出産育児一時金	出産育児一時金と同じ				平成27年1月1日		

政令事項(2)

項目	内容			施行月日	
入院時食事療養費の標準負担額 (1食につき)	一般		460円	平成30年4月1日	
	一般 (指定難病、小児慢性特定疾病の患者)		260円		
	低所得 (市町村民税非課税)	長期非該当	過去1年間の入院日数が90日まで		210円
		長期該当	過去1年間の入院日数が90日超		160円
	低所得(市町村民税非課税)に属し、かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者				100円
入院時生活療養費 (療養病床に入院する65歳以上)	食費 (1食につき)	一般(課税世帯)		460円 (420円*)	
		低所得Ⅱ(市町村民税非課税世帯)		210円	
		低所得Ⅰ(年金収入80万円以下等)		130円	
	居住費 (1日につき)	課税世帯	一般	370円	
			指定難病患者等	0円	
		低所得Ⅰ,Ⅱ		370円	

\*管理栄養士等を配置していない保険医療機関に入院している場合は420円

政令事項(3) \* 70歳以上75歳未満の高齢受給者の方

項目		内容					施行月日	
		所得区分	負担割合	月単位の上限額(世帯合算、入院+外来)		多数該当	施行月日	
				外来(個人ごと)				
高額療養費	平成30年7月まで	現役並み	(標準報酬月額83万円超)	3割	57,600円	80,100円+(医療費が267,000円を超えたときは超過の1%)	44,400円を控除した額	平成30年4月1日
			(標準報酬月額53~79万円)					
			(標準報酬月額28~50万円)					
		一般	(標準報酬月額26万円以下)	14,000円	57,600円	44,400円を控除した額		
		低所得者	II(市町村民税非課税、年金収入80~160万円)	1割または2割	8,000円	24,600円	/	
			I(市町村民税非課税、年金収入80万円以下)			15,000円		
	平成30年8月から	現役並み	(標準報酬月額83万円超)	3割	252,600円+(医療費が842,000円を超えたときは超過の1%)を控除した額		140,100円	平成30年8月1日
			(標準報酬月額53~79万円)		167,400円+(医療費が558,000円を超えたときは超過の1%)を控除した額		93,000円	
			(標準報酬月額28~50万円)		80,100円+(医療費が267,000円を超えたときは超過の1%)を控除した額		44,400円	
		一般	(標準報酬月額26万円以下)	18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円	44,400円を控除した額		
低所得者		II(市町村民税非課税、年金収入80~160万円)	1割または2割	8,000円	24,600円	/		
		I(市町村民税非課税、年金収入80万円以下)			15,000円			
高額介護合算療養費	所得区分		基準額				平成30年4月1日	
	現役並み	(標準報酬月額83万円超)	67万円					
		(標準報酬月額53~79万円)						
		(標準報酬月額28~50万円)						
	一般	(標準報酬月額26万円以下)	56万円					
	低所得者	II(市町村民税非課税、年金収入80~160万円)	31万円					
I(市町村民税非課税、年金収入80万円以下)		19万円						